

広島県告示第五百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があつた。

平成二十三年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏 名	住 所	業務の種類	廃止年月日
上村 栄広	東広島市八本松町飯田三〇一 五番地五 ヴェナールハイム 五〇三号	あん摩マッサージ	平成二十三年三月一日
埴田 智裕	廿日市市四季が丘六丁目一五 番二〇七号	柔道整復	平成二十三年二月二八日